

会員の処分の種類に関する規程

平成 21 年 2 月 21 日

平成 24 年 3 月 17 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）の会員の処分の種類について定める。

(対象者の範囲)

第 2 条 この規程を適用する対象者の範囲は、本会の正会員とする。但し、第 4 条 1 号に規定する除名については、退会した者であっても 1 年を限度にさかのぼってこの規程を適用することができる。

(対象となる行為)

第 3 条 本会は、会員が行った次の行為を処分の対象とすることができる。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法第四条一、二及び四号に該当する行為
- (2) 本会倫理綱領又は作業療法士の職業倫理指針に抵触する行為
- (3) 会費の滞納
- (4) その他本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為

(処分の種類)

第 4 条 処分の種類は次のとおりとする。

(1) 除名

定款第 9 条に基づき除名する。本会は対象者の氏名を公表した上で、対象者に係る一切の会員情報を本会の公式データから抹消する。復会は、これを認めない。

(2) 退会

理事会の権限において退会の処理を行う。対象者は復会することが可能であるが、退会処理後復会できるまでの期間は、理事会がその都度定める 3 年以上の期間とする。復会に際しては改めて入会審査を行う。

(3) 譴責

問題の所在を明らかにして対象者の責任を指摘し、同様の問題を繰り返さないよう厳しく戒め、始末書の提出を求める。

(4) 戒告

同様の問題を繰り返さないよう厳しく注意する。

附 則

1. この規程は、平成 21 年 2 月 21 日から施行する。
2. この規程は、平成 24 年 3 月 17 日から一部改正により施行する。